

## 富くじと宝くじの歴史

福本 葵

### 一、はじめに

宝くじの起源である「富会」は大阪の北摂、箕面山瀧安寺の富法会がその起源であるとされている。箕面山瀧安寺の富法会は宗教的行事であり、当選者には牛王法印（ごおうほういん）と呼ばれるお札（ふだ）が授けられるものであったが、これと同じ方式で行われる「富会」は全国の寺社に広がった。安価な富札を購入し、一画千金を夢見る「富」は、市井の人々に流行し、江戸幕府や日

本政府によって、禁止令と緩和令の公布が、その時々的情勢によって繰り返されることとなる。一方、現代の宝くじの直接の起源は、日本勧業銀行（現在のみずほ銀行）が発行した「割増金付き債券（小券）」であるとされる。

### 二、日本における最初の富くじ

上方落語の「高津の富」にも登場するように、富会の開催は全国各所の神社仏閣で行われていた。<sup>(1)</sup>日本における富くじの発祥の地は、摂津の国、箕

面山瀧安寺の富法会であるとされる。ただし、瀧安寺の富法会は宗教的行事であり、「高津の富」や現在の宝くじに見られる、金銭の取得を目的とするものではなかった。

瀧安寺では、毎年正月一日から七日の間、天下安全、五穀豊穡を祈禱する修正会が催されていた。その満座の七日に富会を行うことが有名であり、諸国から多くの参拝者が詣でたとされる。富会の方法は以下の通りである。まず、各人が歌か  
 るたの大きさの木札に姓名を記し、お堂の前に置かれた唐櫃（からうと）に投入し、その後、この箱を攪拌し、長い柄のついた錐（きり）で箱の上に空いた小さな穴から、木札を突き破る。

一等、二等、三等と突き、突き上げた木札に記されている姓名を読み上げる。<sup>(4)</sup> 当選した者は修正会秘宝のお守りを授かる。このお守りは大きな福をもたらずとされていた。このお守りを得た者

は、いかに遠方といえども夜通し持ち帰らなければならぬ。もし、途中、宿泊したり、他の家に立ち寄りたりするようなことがあれば、お守りを授かった者にもたらされるはずであった福はその家に留まってしまふ。そのため、二、三人でお守りを保護し、休息する場合でも交代で行う。その際、お守りを持つ者は必ず家の外におり、茶店や食事をする場所に入ることがなかった。

富会の記録は、大阪太融寺の降富に関するものもある。これらは宗教的行事であり、当選者に授けられたものは、お札（ふだ）であった。その後、寺社にとっては修繕・再建のための資金調達を目的とし、購入者にとっては、少額の富札を購入し一攫千金を夢見る射倖的「富突」は全国の寺社に広がった。これに対し、江戸幕府は、元禄五年（一六九二年）徳川綱吉の時代、町方における富突を含めた賭博に類する行為を初めて禁じた。<sup>(5)</sup> し

かし、綱吉政権の後半から江戸幕府は財政難となり、寺社の修復・再建などへの予算を割くことが困難となった。そのため、寺社自らにこれらの費用の資金調達をさせることとし、特定の寺社境内に限って富突を行う許可を与えることとした。<sup>(6)</sup>江戸幕府は、享保一五年（一七三〇年）、京都・仁和寺（京都御所）や江戸・音羽の護国寺での富突を許可した。<sup>(7)</sup>

幕府や日本政府は「富突」に対し禁止と緩和を繰り返した。「高津の富」でも「じつは私、宿屋だけでなしに、いろんな物の周旋をさしてもろてますが、久しぶりに今度、高津（たかつ）さんの富クジが許可になって、富の札を売らしてもらえます。あしたが当日で、一枚だけ売れ残った子の一三六五番、これを買って下され。」と述べている。<sup>(8)</sup>「高津の富」には、久しぶりに解禁となった富くじに殺到する人々が、高津神社を埋め尽く

し、熱狂する描写がある。

### 三、日本勧業銀行の「割増金付き債券」

現在、宝くじに関する事務を受託し、販売、当選金の支払い、収益金の納付等を行っている銀行はみずほ銀行である。みずほ銀行の前身の一つに日本勧業銀行がある。日本勧業銀行は、一八九七年、日本勧業銀行法に基づいて、特殊銀行として近代日本の農・工業の改良発展を目的に設立された。

一八九八年には、日本勧業銀行がその資金調達のために割増金付き勧業債券（小券）を発行した。<sup>(9)</sup>日本勧業銀行が発行する金融債には二種類あり、一つは割増金付き勧業債券（小券）であり、もう一つは割増金のつかない通常の債券（大券）で

あつた。割増金付き勸業債券とは、利息の他に、

「割増金」が付された債券である。割増金付き債券の発行は、低利の貸付金の資金源として、日本勸業銀行に独占的に認められた特権であり、同時に設立された農工銀行や日本興業銀行をはじめ他のいかなる銀行にも認められていなかった<sup>(10)</sup>。割増金とは定期償還の都度に行われる富くじ抽選によつて付されるものであり、例えば、一等が当たれば一〇円で購入した債券に一、〇〇〇円の割増金が付されることもあつた。この場合は、売り出し価格の一〇〇倍の割増金が付されたこととなる。当選した場合、元本および利息に割増金額が上乘せされた額が償還金額となる。

日本勸業銀行が発行する通常の債券（大券）は額面金額が大きいため、個人投資家向けではなく金融機関等の機関投資家によつて保有されたが、割増金付き勸業債券は、個人投資家によつて取得

された。

その後、日露戦争のための資金を民間の零細資金から吸収するため、政府は「貯蓄債券」の発行を行うこととする。勸業債券が、日本勸業銀行が自主的に発行する債券であるのに対して、貯蓄債券は日本勸業銀行が政府の命令に従つて発行する債券であつた。つまり、日本勸業銀行が大蔵大臣の許可を得て、額面額五円以上の割増金付き貯蓄勸業債券を発行し、その募集金は全額、大蔵省預金部へ預け入れるものであつた<sup>(11)</sup>。

貯蓄債券の発行については、当初、「貯蓄勸業債券法」として立案され、一九〇四年三月第二〇議案に提案されたが、その後の議論を経て、「貯蓄債券法」として成立した（明治三十七年三月法律第一八号）。貯蓄債券は無記名利札付で、券面価格を五円とし、毎年一回抽選、券価金額の一〇〇倍以内の割増金を付すものであつた。発行額は一

年に三、〇〇〇万円を限度とした。明治三十七年九月最初の一〇〇万円が発行され、明治三十九年一月までに計一二回、総額二、〇〇〇万円が売り出された。<sup>12)</sup>五円という券面金額は小額であり、また売出の方法が取られたことは、大衆の購買にとつて非常に便利であったとされる。

その後、日中戦争勃発後の一九三七年九月「臨時資金調整法」（昭和一二年法律第八六号）が国内資金を戦争資金需要に適合させるため制定された。同法第一三条は「政府は日本勧業銀行をして収入金二億円に達するまで貯蓄債券を発行することを得」としている。また、第一四条では「貯蓄債券の発行は翌年より三五年内に毎年二回以上の抽選をもってこれを償還すべし。貯蓄債券を償還する場合には売り出し価格の一五〇倍以内の割増金を付与することを得。」と規定した。さらに増大する軍事費を調達するため、政府はまた、一九

四〇年（昭和一五年）に「臨時資金調整法」を改正し、一、〇〇〇倍の割増金を付与する「報国債券」の発行を可能とした。報国債券は、抽選が年一回、発行は五億円まで可能であった。

一方戦後は、荒廃した地方自治体の復興を目的とし、臨時資金調整法が改正され、宝くじの発行主体は地方自治体となる。昭和二三年に制定された「当せん金付証券法」では、地方自治体（全国都道府県と二〇の政令指定都市）が宝くじの発売によって、地方財源資金の調達を行うことができ、刑法一八七条は、地方自治体以外が宝くじを発行することを禁じている。そして、宝くじの発行を行う地方自治体は、発売等の事務を、かつて貯蓄債券を取り扱っていたみずほ銀行（受託銀行）に委託している。

## 四、おわりに

「撰津名所図会 卷之六」には「正月七日箕面富」と題した絵図が掲載され、そこには「当つても減る銭金の富でなし みのおひさきを守る神札ぞ」と、撰津山瀧安寺の富法会が宗教目的であったことが記されている。神事として始まった富会は形を変え、一六九二年には、徳川綱吉の江戸幕府によって禁止されたが、一七〇〇年ごろ、寺社だけには修復再建費用調達目的にのみ実施することが緩和され、その後の流行によって禁止と緩和を繰り返す。

また、日本勧業銀行の「割増金付き貯蓄債券」(小券)の「割増金付き」という形態は、日露・日中戦争の際の戦争資金調達にも、貯蓄債券として利用され、個人の零細資金を吸い上げていっ

た。宗教目的であった富くじは形を変えて現在の宝くじに繋がっているといえよう。

## 〔注〕

- (1) 上方落語「高津の富」は大阪城南に位置する高津神社の富会が舞台である。
- (2) 満座とは、数日間に渡る法会・説法などの終了する最後の日
- (3) 唐櫃とは四本または六本の脚が付いた蓋つきの木箱、富箱ともいう。
- (4) 江戸では上方とは反対に、三等が最初に、一等は最後に読み上げられたが、それを記す文献が存在しない。桂米朝『米朝ばなし―上方落語地図』講談社文庫、五九頁
- (5) 滝口正哉『江戸の社会と御免富』岩田書院(二〇〇九)三〇頁
- (6) 滝口(二〇〇九)三九頁
- (7) 滝口(二〇〇九)三九頁
- (8) 桂米朝『米朝ばなし―上方落語地図』講談社文庫(二〇〇九)五七頁
- (9) 釜江廣志『戦前金融債市場の構造』東京経済大学会誌(二〇〇九)、二頁

富くじと宝くじの歴史

(10) 株式会社日本勧業銀行『日本勧業銀行史 特殊銀行時

代』株式会社ゆまに書房（一九五三年）一三六頁。日本勧業銀行のみが割増金付き債券を独占的に発行することに関しては、度々議論があつた。同一九八一—二〇〇頁。

(11) 同上、二四〇頁

(12) 『大蔵省百年史』第三期経済の發展と大蔵省（昭和二八年

）大正三年）第二章日露戦争と大蔵省、三七五頁。日本勧業銀行調査部『日本勧業銀行史 特殊銀行時代』株式会社ゆまに書房（一九九八）、二四〇頁。

（参考文献）

秋里籬島著 竹原春朝画「撰津名所図会 卷之六 豊島郡

河辺郡、柳原積玉圃、享和二年（一八〇二）

一無軒道治編『名所絵入難波鑑』「太融寺富之祈并卯杖」延宝八（一六八〇）

桂米朝『米朝ばなし—上方落語地図』講談社文庫（一九八四）

釜江廣志『戦前金融債市場の構造』東京経済学会誌

滝口正哉『江戸の社会と御免富』岩田書院（二〇〇九）

日本勧業銀行調査部『日本勧業銀行史 特殊銀行時代』株式会社ゆまに書房（一九九八）

浜松歌国他『撰陽奇観』其の二 国立公文書館内閣文庫、文

政一 天保頃

（ふくもと あおい・帝塚山大学法学部  
当研究所客員研究員）